

施設等使用申込書

町田新産業創造センター「施設等貸出要綱」を遵守し、下記のとおり申し込みます。

事業所（団体）名				
代表者名	担当者名（ ）			
所在地	〒 -			
電話番号	（ ）			
使用内容	以下の該当項目へ○をしてください。 会 議 ・ 内部研修 ・ 講習会（セミナー） ・ その他（ ） 利用人数（ 名）			
使用日時	平成 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分			
会場使用料 <u>（税抜）</u>	時間区分	9時～13時	13時～17時	9時～17時
	通常料金	8,000円	8,000円	16,000円
	時間外利用	上記時間以外の繰り上げ・延長利用は1時間以内とします。 料金は30分単位で1,000円とします。		
会議室使用料＋消費税（1）				円
金額欄に○をして下さい。	名 称	内 容		金 額
<u>備品等 使用料 （税抜）</u>	1. プロジェクター	スクリーン付		3,000円
	2. スクリーンのみ	コンセント使用料含む		500円
	3. ポータブルアンプ	ワイヤレスマイク2本付		500円
	4. ホワイトボード・延長コード（5m）			無 料
備品等使用料＋消費税（2）				円
合計金額（1）＋（2）				円

※キャンセル料規定は裏面をご覧ください。ご返金がある場合には事務手続きの都合上、キャンセルお申し出の翌月中旬予定となります。振込手数料等が発生した場合には、ご返金額より差し引かせていただきますのでご了承ください。

【注意事項】

- ① 室内及び機器・付属品の紛失・損傷・盗難等の場合は直ちにご連絡ください。
- ② その他、裏面記載の施設等貸出要綱第6条の「使用の禁止」及び各条項を厳守してください。
- ③ 使用時間は準備ならびに後片付け等を含む時間となりますので、ご注意ください。
- ④ 利用者によるゴミは原則お持ち帰り頂き、トイレ内ゴミ箱へは捨てないで下さい。尚、大量に発生する場合は700円（税込）にて専用ゴミ袋（45ℓ）を事務局にてご購入頂き、お預かりします。

町田新産業創造センター「施設等貸出要綱」

- 第1条 町田新産業創造センター施設等（以下「施設等」という。）の貸出についての必要事項はこの要綱に定めるところによる。
- 第2条 施設等は、会議・講演会・講習会等その他の利用に供することを目的とする。
- 第3条 施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。但し、入居者以外は午後5時までとする。
- 第4条 施設等の使用を希望する者は、町田新産業創造センターが別に定める「施設等使用申込書」に使用料を添えてセンターに申込みしなければならない。
- 第5条 施設等の使用を希望する者は、使用日の3か月前から使用日の1か月前までの受付時間内（土日・祝日を除く午前9時から午後5時）に申込をしなければならない。但し、使用日の1か月前の日が休日に当たるときは順次繰り上げるものとする。
- 第6条 施設等使用申込書の内容が次の内容に該当する場合は施設等の使用を禁止する。
- (1) 公の秩序または善良な風紀を乱す恐れがある場合
 - (2) 暴力団関係者および布教活動による宗教関係者の使用や葬儀、法事等の使用
 - (3) 政治的活動等の目的に利用する者の使用
 - (4) 販売のみを目的とする者の使用
 - (5) 火気使用および危険物持込、災害発生のおそれがある場合
 - (6) 施設内での飲食、喫煙、寄付行為等
 - (7) ダンス、歌、楽器の演奏等
 - (8) その他センターが適当でないと認めた場合
- 第7条 施設等の使用を希望する者が、施設等の使用の承認を受けたときには（以下「使用者」という。）別に定める使用料を前納しなければならない。但し、センターが認めたときは使用料の一部または全部を免除することができる。
- 第8条 使用時間を超過し使用した場合は、30分単位で超過料金を徴収するものとする。
- 第9条 徴収した使用料金は返還しない。但し、次の場合はその一部または全部を返還することができる。
- (1) センターが使用を取消したとき
 - (2) 不可抗力によって使用ができないとき
 - (3) 使用日の1か月前の日より使用日当日の日までの取消し、変更については別に定めるキャンセル料を返還することができる
 - (4) その他やむを得ない理由により使用ができないと認めたとき
- 第10条 使用者は第三者に譲渡または転貸してはならない。
- 第11条 施設等の使用を承認した後において、第6条にある禁止事項に該当すると認められた場合は速やかにその承認を取り消し、またはその使用を中止させることができる。
- 第12条 前項により使用者が損害を受けることがあってもセンターはその責任を負わない。
- 第13条 施設等を使用した者は、使用後直ちに現状に復帰しなければならない。また、建物、設備、備品、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、使用責任者が賠償の責を負うものとする。
- 第14条 集会、興業に関する申請・申告・届出書類等はすべて使用者において行わなければならない。
- 第15条 使用者は、使用前に使用承認を受けた施設等使用申込書をセンター事務局に提示し、使用後は必ず終了した旨を告げ、施設等を明け渡さなければならない。
- 第16条 施設等が使用できない日は、次のとおりとする。
- (1) 土日、祝日（入居者等は除く）
 - (2) 12月29日から同月31日ならびに1月1日から同月3日の年末年始6日間
 - (3) その他センターが定める日
- 第17条 キャンセル料については、次のとおりとする。
- (1) 使用日の1か月前までは料金の全額を返金する。
 - (2) 使用日の1か月前から2週間前までは料金の50%を返金する。
 - (3) 使用日の2週間前から当日までは返金はしない。